

○厚生労働省訓第44号

(部内一般)

ハラスメント防止アドバイザー規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年10月1日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

ハラスメント防止アドバイザー規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（職務） 第 3 条 ハラスメント防止アドバイザーは、都道府県労働局長が均等法第 35 条第 1 項若しくは育介法第 56 条に基づく指導又は均等法第 23 条第 1 項若しくは育介法第 52 条の 4 第 1 項に基づく紛争の解決の援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。	（職務） 第 3 条 ハラスメント防止アドバイザーは、都道府県労働局長が均等法第 29 条第 1 項若しくは育介法第 56 条に基づく指導又は均等法第 17 条第 1 項若しくは育介法第 52 条の 4 第 1 項に基づく紛争の解決の援助を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うものとする。